

国内製造ワインの特定の事項の表示に関する基準

〔 制定 平成29年3月28日
ワイン表示問題検討協議会 〕

第1条（目的）

この国内製造ワインの特定の事項の表示に関する基準（以下「基準」という。）は、「果実酒等の製法品質表示基準」（平成27年10月国税庁告示第18号）（以下「表示基準」という。）を補完する形で、国内製造ワインの特定の事項に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資することで消費者の利益を守り、公正な競争を確保するとともに品質の向上を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

この基準は、事業者が国内消費用として、販売のため製造場から移出する国内製造ワインのうち、原料として使用した果実の全部又は一部がぶどうである果実酒に適用する。

第3条（用語の定義）

この基準における用語の意義は、表示基準によるほか、次による。

- (1) 「事業者」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）（以下「酒類業組合法」という。）第2条（定義）第2項に規定する酒類製造業者のうち、国内製造ワインを製造して販売する者をいう。
- (2) 「表示」とは、ラベルの表、裏、肩等に関わらず、容器に記載された文字、絵又は写真をいう。

第4条（法令の規定に基づく表示）

事業者は、酒類業組合法のほか、表示基準、食品表示法（平成25年法律第70号）等の関係法令により、国内製造ワインについて表示が義務付けられている事項については、それらの定めるところにより、適正に表示するものとする。

第5条（特定の用語の使用基準）

以下各号の特定の用語は表示基準に定める日本ワインにのみ表示することができ、事業者が、当該ワインを製造場から移出する時までに、以下の当該各号に定める基準に従い表示するものとする。

(1) 貴腐ワイン、貴腐

ほとんどが貴腐化されたぶどうのみを使用し、発酵前の果汁糖度（転化糖換算）が30g/100cm³以上の醪から製造したワインでなければ、貴腐ワイン又は貴腐と表示してはならない。

(2) 氷果ワイン、アイスワイン

自然に樹上でほとんどが氷結ないし凍結したぶどうのみを使用し、搾汁して得られた果汁の発酵前の果汁糖度（転化糖換算）が30g/100cm³以上の醪から製造したワインでなければ、氷果ワイン又はアイスワインと表示してはならない。

(3) クリオエキストラクション

ぶどうを冷凍し、当該冷凍により凍結したぶどうを圧搾して得られた糖度の高い果汁のみを使用して製造したワインでなければ、クリオエキストラクションと表示してはならない。

(4) 冷凍果汁仕込

ぶどう果汁を冷凍し、当該冷凍により生じた氷を除去する方法により、糖度を高めた当該ぶどう果汁のみを使用して製造したワインでなければ、冷凍果汁仕込と表示してはならない。

(5) シュールリー（シュール・リー、シュール リー）

発酵終了後、びん詰時点までオリと接触させ、仕込み後の翌年3月1日から11月30日までの間に容器に詰めたものでなければ、シュールリーと表示してはならない。

(6) CHATEAU（シャトー）、DOMAINE（ドメーヌ）

使用したすべてのぶどう（ぶどう果汁を含む。）が、自園及び契約栽培に係るものでなければCHATEAU（シャトー）、DOMAINE（ドメーヌ）と表示してはならない。

(7) ESTATE（エステート）

使用したすべてのぶどう（ぶどう果汁を含む。）が、自園及び契約栽培に係るもので、かつ、その醸造に係る製造場が当該ぶどうの栽培地域内であるものでなければ、ESTATE（エステート）と表示してはならない。

(8) 元詰、〇〇元詰

使用したすべてのぶどう（ぶどう果汁を含む。）が、自園及び契約栽培に係るもので、かつ、当該ワインをその醸造に係る製造場においてびん詰したものでなければ、元詰、〇〇元詰（「〇〇」は、製造者名をいう。）と表示してはならない。

第6条（その他の特定の用語）

以下のその他の特定の用語は国内製造ワインに表示することができ、事業者は、当該ワインを製造場から移出する時までに、以下の当該各号に定める表示基準に従うものとする。

(1) 無添加

国内製造ワインで、無添加の文言に連続して当該要因を標記したものでなければ、無添加と表示してはならない。

（例）「酸化防止剤無添加」等

(2) 限定醸造

製造した国内製造ワインの総びん詰本数を告知したものでなければ、限定醸造と表示してはならない。

第7条（表示による商品説明）

事業者が商品の説明を行う場合の表示は、事実を正確に伝えるものでなければならない。

ただし、事実に基づく表示であっても、都合の良い部分だけを摘出した表示及び内容

について誤認を与えるような表示であってはならない。

第8条（消費者に誤認される表示の禁止）

事業者は、国内製造ワインの取引に関し、次の各号に掲げる表示を行わない。

(1) 国際間の協定及び海外におけるワイン生産国の法令等により保護され、国際的に

認められていて、当業界としても尊重すべき用語(日本語表記によったものを含む)

(2) 原産国について誤認されるおそれがある表示

(例示)

イ びん詰輸入ワインと誤認されるような表示

ロ 海外におけるワインの産地を連想させる「〇〇風」、「〇〇タイプ」等の表示

(3) 天然、自然、純粋等の文言を用いた表示

(例示)

「NATURE」、「PURE」、「天然」、「自然」、「純〇〇」等

(4) 最高、最高級、最良（ベスト）等業界における最上級を意味する表示

(5) 客観的根拠に基づく具体的な数値又は根拠がないのに、日本一、第一位、当社だけ、他の追従を許さない、代表、いちばん等唯一性を意味する表示

(6) その他、次に掲げる表示

イ ぶどうを原料としたワインで、「貴腐」、「貴腐ワイン」と認識させるおそれのある表示

(例示)

貴富、貴熟、貴腐方式

ロ ぶどうを原料としたワインで、「冰果ワイン」、「アイスワイン」と認識させるおそれのある表示

(例示)

氷結果ワイン、凍結果ワイン、氷結仕込方式

ただし、長野県原産地表示の基準に従い「氷結」を表示する場合は除く

ハ 「本場」の文言を用いた表示

ニ 「手作りワイン」等「手作り」の文言を用いた表示

第9条（表示上の注意事項）

(1) 過剰な飲酒を勧めるような表示

(2) イッキ飲み等短時間の間に多量に飲酒することを勧めるような表示

(3) 酒類ではないと誤認させるおそれのある表示

(4) 自己の製造し販売する国内製造ワインの内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも、著しく優良であると誤認させるおそれのある表示

第10条（基準の運営）

当協議会は、この基準の目的を達成するため、この基準の周知徹底、相談及び指導に努め、会員の製造する国内製造ワインの表示に関し、この基準に照らして問題となる事案が発生した場合には、当該会員に対し、当協議会名をもって問題のは正について注意

を促すことができる。

この場合、必要に応じ関係官庁と協議する。

附則

第1条（実施日）

この基準は平成29年4月1日より実施する。

第2条（適用範囲の拡大）

国税庁告示第18号（果実酒等の製法品質表示基準）（以下「国税庁の表示基準」という。）附則に該当するものについては、従前の「国産ワインの表示に関する基準」（平成18年11月21日改正）を適用する。

第3条（基準実施日から国税庁の表示基準適用日までの間の取り扱い）

附則第1条の基準実施日から国税庁の表示基準適用日までの間は以下のように取り扱う。

ア) すでに国税庁の表示基準を満たした表示を行っている場合は、この基準を適用する。

イ) 国税庁の表示基準を満たさない表示を行っている場合は、従前の「国産ワインの表示に関する基準」（平成18年11月21日改正）を適用する。

(注) ワイン表示問題検討協議会は、道産ワイン懇談会、山形県ワイン酒造組合、山梨県ワイン酒造組合、長野県ワイン協会、日本ワイナリー協会で構成されている。